

紫式部をコンセプトに女性が楽しめる商品開発支援事業
新商品開発アドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本市では、令和6年大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機に、同年春の北陸新幹線県内開業との相乗効果も図りながら、紫式部を軸とした地域の魅力発信を行う。

本業務は、紫式部をコンセプトとした商品開発を検討する市内事業者に対して、高度な企画力や知識、経験を有した専門家によるアドバイス等を実施し、本市全体の認知度やイメージ向上等につながる商品・サービス等を創出し、より効果的にプロモーションすることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 紫式部をコンセプトに女性が楽しめる商品開発支援事業
新商品開発アドバイザー業務
- (2) 業務内容 別紙「紫式部をコンセプトに女性が楽しめる商品開発支援事業 新商品開発アドバイザー業務委託仕様書」（以下、仕様書）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の翌日から令和6年2月末日迄（予定）
- (4) 契約上限金額 5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 契約条件 受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。
- (6) 契約保証金 越前市契約規則第25条及び第26条の規定に基づく。
- (7) 前払金 無
- (8) 支払条件 業務完了後1回払い

3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (4) 国税及び越前市市税に滞納がない者
- (5) 令和2年度以降に商品開発支援を行った実績がある者

4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和5年5月18日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(必ず電話で受信確認を行うこと)で提出すること。
注 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答を行わない。
- (3) 回答日 令和5年5月22日(月)
- (4) 回答方法 市ホームページに掲載

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類と提出部数(原本1部及びPDFデータ)
 - ア 参加表明書(様式第1号)
 - イ 会社概要(様式第2号)
 - ウ 業務実績調書(様式第3号) 実績の見本を添付すること
 - エ 業務の実施体制(様式第4号)
 - オ 商業登記簿謄本(写し)及び財務諸表(直前決算3期分)
 - カ 国税(法人税及び消費税)及び越前市市税に係る納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの)※越前市市税については、越前市に本社又は営業所がある場合のみ)
- (2) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限 令和5年5月25日(木)午後5時まで(必着)
 - イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課
 - ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

6 企画提案書の提出

- (1) 企画提案に必要な書類及び提出部数
 - ア 企画提案書(様式第5号) 原本1部及びPDFデータ
 - イ 企画提案資料(任意様式) A4サイズ 原本1部及びPDFデータ
 - ・仕様書の業務内容をふまえたものであること
 - ウ 再委託調書(様式第7号)※再委託する場合のみ 原本1部及びPDFデータ
 - エ その他
 - ・提案書の制作及び提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。
 - ・企画提案資料には、社名を表記しないこと。
 - ・PDFデータはCD、DVD-ROM等で提出するものとしUSBは不可とする。
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 提出期限 令和5年5月31日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課

ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 出席者は主たる担当者を含め3名以内とする。
- (2) 原則として各者20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング(質疑応答)とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション及びヒアリングの時間は変更する場合がある。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の追加配布は認めない。
- (4) 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- (5) 新型コロナウイルスの流行状況や日本政府・福井県及び越前市の新型コロナウイルスへの対応施策によって、プレゼンテーション方法を変更する場合は、速やかに通知する。オンラインでのプレゼンテーション実施などの環境整備等に係る準備や一切の費用は、参加者の負担とする。また、出席予定者は当日の朝に必ず検温を行うこと。検温結果で37.5℃以上、咳、倦怠感、息苦しさ等風邪の症状が感じられる出席予定者は、市役所内に入庁できないこととする。

8 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

複数の参加表明があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合に参加資格要件を満たす者の中から、提出書類(参加表明書)を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も審査基準の点数が高く優れている提案を特定する。

(3) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準により審査する。

評価基準		配点
業務実績書（1次・2次審査共通）		5点
企画提案の内容 （2次審査）	女性が楽しめる（買う、食べる、使う）をコンセプトに独自性の高い企画、提案がされているか。	15点
	紫式部をコンセプトに独自性の高い企画、提案がされているか。	10点
	商品開発等におけるノウハウや情報等を伝授し、事業者の育成及び開発支援を図る内容になっているか。	10点
	新商品の候補となる市産品を発掘し、新商品開発または既存商品のブラッシュアップのアドバイス支援が提案されているか。	10点
	販路開拓につながる効果的なプロモーション活動等を企画しているか。	5点
実施体制	商品開発及びプロモーションを十分に実施できる体制をとっているか。	5点
合 計		60点

(4) 小数点の処理

評価点の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下は四捨五入とする。

(5) 受託候補者の合格基準点

評価基準の総得点が総配点の60%以上でなければ、受託候補者にはなれない。また、企画提案事業者が1者の場合、第2次審査を実施し総得点が総配点の65%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

(6) 第2次審査実施日 令和5年6月6日（火）（予定）

(7) プレゼンテーションの順番

企画提案書の受付順で、プレゼンテーションを行う。

9 審査結果の通知

(1) 第1次審査

書面により通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査の日時・会場等について、書面で通知する。

(2) 第2次審査

書面で通知する。

1.0 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。なお、随意契約に係る協議の際に協議会の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

1.1 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格するものとする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 虚偽の記載があるとき。

1.2 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提案者に無断で使用しない。

(5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(6) 業務の実施体制（様式第4号）に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、協議会と協議の上、変更の可否を決定する。

(7) 提出書類は、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示

とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

- (8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は協議会に帰属するものとする。
- (9) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページで公表する。

1.3 日程

公告	令和5年	5月11日（木）	
質問受付期限	令和5年	5月18日（木）	午後5時
質問回答	令和5年	5月22日（月）	
参加表明書受付期限	令和5年	5月25日（木）	午後5時
第1次審査	令和5年	5月26日（金）	（予定）
第1次審査通知日	令和5年	5月29日（月）	（予定）
企画提案書等受付期限	令和5年	5月31日（水）	午後5時
第2次審査	令和5年	6月6日（火）	（予定）
第2次審査結果通知	令和5年	6月8日（木）	（予定）
契約締結	令和5年	6月15日（木）	（予定）
業務開始	令和5年	6月16日（金）	（予定）

1.4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市総合政策部ブランド戦略課内）

担当 清水、波多野

TEL 0778-22-3016

電子メール brand@city.echizen.lg.jp